

令和 6 年 度

裁 判 官 の 配 置 、 裁 判 事 務 の
分 配 及 び 代 理 順 序 等

令和 6 年	1 月	1 日	施 行
令和 6 年	1 月	16 日	施 行
令和 6 年	2 月	15 日	施 行
令和 6 年	3 月	1 日	施 行
令和 6 年	3 月	25 日	施 行
令和 6 年	4 月	1 日	施 行
令和 6 年	4 月	13 日	施 行

金沢 地 方 裁 判 所

第1 裁判官の配置

1 本庁

(1) 第一部

部 総 括	判 事	林 俊 之
判 事	土 屋 毅	
判 事	野 村 充	
判 事	峯 金 容 子	(兼務)
		(注1)
判 事	松 浪 聖 一	
判 事	中 嶋 万 紀 子	
判 事	菅 洋 輝	
(判 事	松 井 ひとみ)	(兼務)
		(注2)
判 事	志 田 智 之	(兼務)
判 事 補 (職権特例)	川 内 真 里	
判 事 補 (職権特例)	金 井 優 憲	
判 事 補	石 田 太 郎	
判 事 補	野 原 顯	
判 事 補	赤 堀 秀 樹	

(2) 第二部 (民事部)

部 総 括	判 事	土 屋 毅
判 事	松 浪 聖 一	
判 事	中 嶋 万 紀 子	
判 事 補 (職権特例)	金 井 優 憲	
判 事 補	石 田 太 郎	
判 事 補	野 原 顯	
判 事 補	赤 堀 秀 樹	(兼)
		(注4)

(3) 第三部 (刑事部)

部総括判事 野村 充

判事補 (職権特例) 川内 真里

判事補 赤堀 秀樹

2 小松支部

判事補 (職権特例) 川内 裕登

判事 志田 智之 (兼務)

(てん補)

(注5)

3 七尾支部

判事 國宗 省吾

4 輪島支部

判事 國宗 省吾 (てん補)

5 金沢簡易裁判所

司掌者 簡裁判事 (兼官) 林 俊之

簡裁判事 (兼官) 土屋 毅

簡裁判事 (兼官) 野村 充

簡裁判事 (兼官) 峯金 容子

簡裁判事 (兼官) 松浪 聖一

簡裁判事 (兼官) 中嶋 万紀子

簡裁判事 (兼官) 菅洋 輝

(簡裁判事 (兼官) 松井 ひとみ)

簡裁判事 (兼官) 志田 智之

簡裁判事 (兼官) 川内 真里

簡裁判事 (兼官) 金井 優憲

簡裁判事 (兼官) 石田 太郎

簡裁判事 山田 倫明

簡裁判事 藤田 雄二

簡裁判事 紫藤 良一

簡裁判事 竹内 亨 (代行)

簡裁判事 村上 政司 (代行)

6 小松簡易裁判所

司掌者 簡裁判事 (兼官) 川内裕登
簡裁判事 山田倫明 (兼務)
簡裁判事 藤田雄二 (てん補)
簡裁判事 村上政司 (代行)

7 七尾簡易裁判所

司掌者 簡裁判事 (兼官) 國宗省吾
簡裁判事 竹内亨 (兼務)
簡裁判事 紫藤良一 (代行)
簡裁判事 村上政司 (代行)

8 輪島簡易裁判所

簡 裁 判 事 (兼 官) 國 宗 省 吾 (代行)
簡 裁 判 事 竹 内 亨
簡 裁 判 事 村 上 政 司 (代行)

9 珠洲簡易裁判所

簡 裁 判 事 (兼 官) 國 宗 省 吾 (代行)
簡 裁 判 事 竹 内 亨 (兼務)
簡 裁 判 事 村 上 政 司 (代行)

10 調停主任の指定

本庁の調停事件(職権調停事件のうち、当該部において自ら処理する事件を除く。)については、第二部に所属する裁判官(未特例判事補を除く。)を、支部及び簡易裁判所の調停事件については、当該支部及び簡易裁判所に所属する裁判官を、それぞれ民事調停法第7条第1項の調停主任とする。

11 労働審判官の指定

第二部に所属する裁判官(未特例判事補を除く。)を労働審判法第8条の労働審判官とする。

注1 氏名表記後の(兼務)は、兼務庁であることを示す。以下同じ。

注2 官職・氏名の()記載は、
あることを示す。以下同じ。

注3 官職表記後の(兼官)は、兼官による配置であることを示す。以下同じ。

注4 氏名表記後の(兼)は、第二部又は第三部を兼務していることを示す。以下同じ。

注5 氏名表記後の(てん補)は、事務分配の定めに基づくてん補であることを示す。以下同じ。

第2 裁判事務の分配

1 事務分配の通則

(1) 次の各号の事件は、本庁で取り扱う。

- ア 各支部及び各簡易裁判所の裁判官に対する除斥、忌避及び回避事件
- イ 各支部及び各簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する準抗告事件
- ウ 労働審判、会社更生及び船舶所有者等・油濁損害賠償責任制限手続並びにその付随事件
- エ 小松支部管内の次の各号の事件
 - (ア) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件並びにそれらを目的とする担保権の実行としての競売等事件
 - (イ) 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件並びにそれらを目的とする担保権の実行及び行使事件
 - (ウ) 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件
 - (エ) 企業担保権実行事件
 - (オ) 財産開示事件
 - (カ) 第三者からの情報取得事件
 - (キ) 上記(ア)から(カ)までに関連する執行雑事件
- オ 各支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務

(2) 輪島支部管内の次の各号の事件は、七尾支部で取り扱う。

- ア 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件並びにそれらを目的とする担保権の実行としての競売等事件
- イ 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件並びにそれらを目的とする担保権の実行及び行使事件
- ウ 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件
- エ 企業担保権実行事件
- オ 上記アからエまでに関連する執行雑事件

(3) 各支部における医療観察法による審判の手続に関する事務は、本庁において

取り扱う。ただし、同法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立ての受付及び当該申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務は、小松支部については同支部で取り扱う。

(4)ア 執務時間外の令状関係事件（各種の令状請求事件のほか、被疑者国選弁護人請求に関する事務を含み、個人特定事項の通知の請求等事件（注1）を除く。）は、金沢地方裁判所本庁、金沢簡易裁判所、七尾支部、七尾簡易裁判所及び輪島簡易裁判所で取り扱う。

イ 上記アの事件の内、金沢地方裁判所本庁及び金沢簡易裁判所で取り扱う事件の分配は、この定めによるほか、金沢地方裁判所本庁、小松支部、金沢簡易裁判所及び小松簡易裁判所の各裁判官（兼務者を含む。）が別途定めるところによる。

ウ 上記イの場合において、必要があるときは、金沢地方裁判所本庁及び小松支部の裁判官（兼務者を含む。）は、金沢地方裁判所本庁又は各支部の裁判官の事務を取り扱うこととし、金沢簡易裁判所及び小松簡易裁判所の裁判官（兼務者を含む。）は、管内の他の管轄簡易裁判所の裁判官の職務を代行する。

エ 執務時間外の令状関係事件（個人特定事項の通知の請求等事件に限る。）については、この定めによるほか、関係する裁判官が別途定めるところによる。

(5) 金沢地方裁判所本庁又は支部の各裁判官がその担当事件につき回付を相当とするときは、回付先の担当裁判官（回付先が本庁になる場合で担当裁判官が未定であるときは、民事事件は民事部の部総括裁判官、刑事事件は刑事部の部総括裁判官）と協議の上、これを本庁においては支部に、支部においては本庁又は他の支部に、それぞれ回付することができる。協議が整わないときは、所長が、民事部又は刑事部の部総括裁判官の意見を聴いた上、回付の可否を決する。

(6) 所長は、新任判事補に対し、研さんのため、2に定める当該判事補の担当事務以外の裁判事務の取扱いを命じることができる。

注1 個人特定事項の通知の請求等とは、個人特定事項の通知請求（刑訴法207条の3、224条3項、刑訴規則278条の3）、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求（刑訴規則150条の5）における交付条件書等の作成（規則61条の2）及び勾留状の謄本を弁護人に交付する旨の裁判の請求（刑訴規則150条の7）をいう。

2 本庁

(1) 第一部

担当者		林	合議										備考	
種別			土	峯	松	中	菅	志	金	石	野	野	川	赤
合議体で 処理した 事件の差 戻事件	民事事件		本合議体所属の裁判官の協議による。											
	刑事事件		部所属の裁判官の協議による。											
起訴強制事件			本合議体所属の裁判官の協議による。											
起訴議決に関する指定 弁護士の指定等			本合議体所属の裁判官の協議による。											
準抗告 (刑訴法 429条事 件)	合議事件の 準抗告事件		本合議体所属の裁判官の協議による。											
	上記以外の 事件		部所属の裁判官の協議による。											
除斥、忌 避及び上 記に關係 する雜事 件	本庁の民事 事件及び支 部・簡裁の 刑事事件		本合議体所属の裁判官の協議による。											
	本庁の刑事 事件及び支 部・簡裁の 民事事件		本合議体所属の裁判官の協議による。											
医療觀察 法	差戻事件 (原審で法4 1条1項決定 があった事 件)		本合議体所属の裁判官の協議による。											

担当者 種別	林	合議										備考
		土 屋	釜 金	松 浪	中 嶋	菅 曾	志 田	金 井	石 田	野 原	野 村	
医療観察法	裁判官・精神保健審判員・書記官の除斥事件(裁定合議を相当とする事件)、裁判官の処分に対する不服申立事件、裁判所の処分に対する異議申立事件	部所属の裁判官の協議による。										
裁判員法	対象事件からの除外決定	本合議体所属の裁判官のうち所長が指名する裁判官										
	不選任決定の請求を却下する決定に対する異議申立事件											
	解任請求を却下する決定に対する異議申立事件											

(2) 第二部(民事部)

担当者 種別	土 屋	松 浪	中 嶋	金 井	石 田	野 原	赤 堀	備 考						
合 議 事 件	本合議体所属の裁判官の協議による。													
単 独 事 件														
通 常 訴 訟	6 — 34	8 — 34	10 — 34	10 — 34										
手形・小切手訴訟 (異議後係属)														
行 政 訴 訟 、 同 雜	1 — 2	1 — 2												
人 身 保 護 、 同 雜	1 — 2	1 — 2												
再 審	原判決をした訴訟法上の裁判所所属の裁判官													
民事非訟・商事非訟 (借地非訟、借地・借家 臨時処理を含み、特別 清算事件、過料を除 <。)		全												
過 料 (執行事件における過 料を除く。)			1 — 2	1 — 2										
特 別 清 算	全													
公 示 催 告	全													

種別	担当者	土	松	中	金	石	野	赤	備考
		屋	浪	嶋	井	田	原	堀	
保全命令、保全執行、起訴命令(労働及び知的財産権関係事件を除く。) 仮登記を命ずる処分共助						1 — 2	1 — 2		
発信者情報開示命令			1 — 2		1 — 2				
保全命令、保全執行、起訴命令(労働及び知的財産権関係事件)				1 — 2	1 — 2				
保全異議、保全取消(旧法事件を含む。)	1 — 2	1 — 2							
労 働 審 判	1 — 10	1 — 10	4 — 10	4 — 10					
破産(同時廃止事件)					2 — 5	2 — 5	1 — 5		
破産(管財事件)	1 — 6		4 — 6	1 — 6					
再 生 (通 常)	1 — 2		1 — 2						
個 人 再 生			2 — 4		1 — 4	1 — 4			
会 社 更 生	全								
簡 易 確 定 事 件	1 — 6			3 — 6	2 — 6				

種別	担当者	土屋	松浪	中嶋	金井	石田	野原	赤堀	備考
不動産担保権実行、企業担保権実行、不動産強制執行			1 — 5		1 — 5	1 — 5	1 — 5	1 — 5	
債権執行				1 — 7	1 — 7	2 — 7	1 — 7	2 — 7	
財産開示				1 — 4	1 — 4	2 — 4			
第三者からの情報取得				1 — 3	1 — 3	1 — 3			
執行雑			2 — 4			1 — 4	1 — 4		差押禁止債権又は仮差押禁止債権の範囲変更(範囲変更決定の取消しを含む。)を除き、基本となる事件のあるものについては同事件の担当裁判官が担当する。
差押禁止債権又は仮差押禁止債権の範囲変更(範囲変更決定の取消しを含む。)			1 — 4		1 — 4	1 — 4	1 — 4		
執行事件における過料			全						
船舶所有者等・油濁損害賠償責任制限		1 — 2	1 — 2						
調停 (職権調停を除く。)		全							

種別	担当者	土	松	中	金	石	野	赤	備考
		屋	浪	嶋	井	田	原	堀	
調停 (職権調停)		本案事件担当裁判官又は裁判長							
民事雜 (証拠保全及び訴訟前 証拠収集を含む。)					1 — 2	1 — 2			基本となる事件のあるものについては同事 件の担当裁判官が担当する。
配偶者暴力等に関する 保護命令		1 — 3	1 — 3	1 — 3					
仲裁關係 特定和解の執行決定	全								

(3) 第三部(刑事部)

ア

種別		担当者	野 村	川 内	赤 堀	備考					
請公	法定・裁定合議	本合議体所属の裁判官の協議による。									
求判	単独	4 — 10	6 — 10								
組織的犯罪処罰法 62条1項の審査請求		1 — 2	1 — 2								
国際刑事裁判所協力法第2章の規定 による各審査請求											
再審		原裁判をした訴訟法上の 裁判所所属の裁判官	原裁判をした訴訟法上の 裁判所所属の裁判官	原裁判をした訴訟法上の 裁判所所属の裁判官	全						
刑事補償、費用補償、訴訟費用 免除、刑訴法350条の決定											
刑事損害賠償命令											
組織的犯罪処罰法65条1項の取消請求 (麻薬特例法23条及び国際刑事裁判 所協力法42条により準用される場合 を含む。)											
準抗告(刑訴法430条事件)											
刑の執行猶予言渡取消請求事件											
証人尋問請求											
共助											
証拠保全請求											

種別	担当者	野村	川内	赤堀	備考
医療観察法	法41条1項の決定があった場合の対象行為の存否に関する事件		本合議体所属の裁判官の協議による。	本合議体所属の裁判官の協議による。	
	各種処遇事件及び競合する処分の調整の申立てに係る事件、鑑定入院先の指定変更命令手続事件、規則39条1項の通知	1 — 2	1 — 2		
	差戻事件(原審で法41条1項の決定があった事件を除く。)		裁判官の協議による。		
	裁判官・精神保健審判員・書記官の除斥事件(裁定合議を相当とする場合を除く。)、嘱託による事実の取調べ		野村裁判官が担当する事件については川内裁判官に、川内裁判官が担当する事件については野村裁判官に配てんする。		

イ 執務時間内の令状請求(下記を除く。起訴前及び起訴後第1回公判期日前まで)は赤堀裁判官に分配し、赤堀裁判官に差し支えがある場合は、てん補により石田裁判官及び野原裁判官に分配する。

ウ 勾留理由開示は、勾留裁判官又は勾留裁判所が担当する(勾留延長期間内の勾留理由開示は、勾留の原裁判をした裁判官が担当する。起訴後第1回公判期日前の勾留理由開示は、執務時間内請求令状関係の例による。)。

エ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく令状請求(同令状請求と関連し、同一の機会になされた他の令状請求を含む。)及び傍受の原記録の保管事務は、刑事部総括裁判官(同裁判官が差し支えの場合は、刑事部右陪席裁判官、同裁判官も差支えの場合は、所長が指名する裁判官)が処理する。

また、執務時間外に傍受の原記録を使用する必要が生じた場合には、別途定めるところにより金沢地方裁判所本庁の裁判官(兼務者)がその事務を担当する。

オ 証拠保全請求につき、合議事件に関するもの及び赤堀裁判官に差し支えがある場合は、てん補により石田裁判官及び野原裁判官に各2分の1の割合でそれぞれ分配する。

カ 医療観察法における鑑定入院命令に係る手続、精神保健審判員が任命される前の各種通知(規則39条1項の通知を除く。)、連戻状の請求に係る手続並びにその他の事件は、赤堀裁判官に2分の1の割合で分配し、てん補により石田裁判官及び野原裁判官に各4分の1の割合でそれぞれ分配する。

キ その他の事件(勾留執行停止及び勾留取消(起訴前及び起訴後第1回公判期日前まで)並びに求令状起訴、第1回公判期日前までの保釈請求及び起訴後の接見禁止請求を含む。)は、赤堀裁判官に2分の1の割合で分配し、てん補により石田裁判官及び野原裁判官に各4分の1の割合でそれぞれ分配する。

3 小松支部

(1) 民事

種 別	担 当 者	備 考
民 事 事 件 全 部	川 内	

(2) 刑事

種 別	担 当 者	川 内	志 田	備 考
公 判 請 求				
再 審				
刑 事 損 害 賠 償 命 令			全	
刑事補償、費用補償、訴訟費用免除、刑訴法350条の決定				
証 人 尋 問 請 求				
証 拗 保 全				
共 助		全		
その他(刑事損害賠償命令に関する申立てで民事雑事件に該当する事件を含む。)				

4 七尾支部

種 別	担 当 者	備 考
民 全 刑 事 事 件 部	國 宗	

5 輪島支部

種 別	担 当 者	備 考
民 全 刑 事 事 件 部	國 宗	

6 金沢簡易裁判所

(1) 民事

種別	担当者	土屋	山田	藤田	紫藤	備考	
民事							
	交通事故訴訟事件	1 — 4	1 — 4	1 — 2			
通常訴訟	支払督促・異議訴訟事件	1 — 4	1 — 4	1 — 2			
	その他の通常訴訟事件	1 — 4	1 — 4	1 — 2			
	手形・小切手訴訟	1 — 4	1 — 4	1 — 2			
	少額訴訟(異議事件を含む。)	1 — 4	1 — 4	1 — 2			
再審		原裁判をした訴訟法上の裁判所所属の裁判官					
調停(医事関係)	全						
調停(医事関係調停事件及び職権調停を除く。)		1 — 3	1 — 3	1 — 3			
調停(職権調停)		本案事件担当裁判官					
保全	全	1 — 3	1 — 3	1 — 3		保全命令に対する保全風議事件の担当は次のとおりとする。 山田裁判官が発したものは 藤田裁判官が担当する。 藤田裁判官が発したものは 紫藤裁判官が担当する。 紫藤裁判官が発したものは 山田裁判官が担当する。	
起訴前の和解、公示催告、借地非訟、過料、共助		1 — 3	1 — 3	1 — 3			
その他		1 — 3	1 — 3	1 — 3			
	本案事件係属中のもの		本案事件担当裁判官				

(2) 刑事

種別	担当者	山田	藤田	紫藤	竹内	村上	備考
刑事							
公 判 請 求		1 — 2	1 — 2				略式命令に対する正式裁判(以下「正式裁判」という。)の担当は次のとおりとする。 山田裁判官の発したものは藤田裁判官が担当する。 藤田裁判官の発したものは山田裁判官が担当する。 紫藤裁判官、竹内裁判官及び村上裁判官の発したものは山田、藤田各裁判官に順てん
略式	交 通 切 符	1 — 3	1 — 3	1 — 3	(適宜)	(適宜)	
そ の 他							
再 審		原裁判をした訴訟法上の裁判所所属の裁判官					
証人尋問請求、証拠保全、共助、刑事補償、費用補償、訴訟費用免除、医療観察法に規定する嘱託による事実の取調べ、その他		1 — 2	1 — 2				
執務時間内に発する事件を含む。	起 訴 前	1 — 3	1 — 3	1 — 3	(適宜)	(適宜)	
	起訴後第1回公判期日前まで	山田裁判官が担当する公判請求事件については、藤田裁判官、竹内裁判官及び村上裁判官が担当する。 藤田裁判官が担当する公判請求事件については、山田裁判官、竹内裁判官及び村上裁判官が担当する。					

(3) 勾留理由開示は、勾留裁判官又は勾留裁判所が担当する(勾留延長期間内の勾留理由開示は、勾留の原裁判官が担当する。起訴後第1回公判期日前の勾留理由開示は、執務時間内請求令状関係の例による。)。

7 小松簡易裁判所

(1) 民事

種 別	担当者	備 考	
		山 田	藤 田
民 事			
通 常 訴	交 通 事 故 訴 訟 事 件	1 — 2	1 — 2
	支 払 督 促 異 議 訴 訟 事 件	1 — 2	1 — 2
	そ の 他 の 通 用 訴 訟 事 件	1 — 2	1 — 2
手 形・小 切 手 訴 訟		1 — 2	1 — 2
少 額 訴 訟 (異 議 事 件 を 含 む。)		1 — 2	1 — 2
再 審	原裁判をした訴訟法上 の裁判所所属の裁判官		
調 停 (医 事 関 係)	1 — 2	1 — 2	
調 停 (医 事 関 係 調 停 事 件 及 び 職 権 調 停 を 除 く。)	1 — 2	1 — 2	
調 停 (職 権 調 停)	本 案 事 件 担 当 裁 判 官		
保 全	1 — 2	1 — 2	
起 訴 前 の 和 解、公 示 催 告、借 地 非 訟、過 料、共 助	1 — 2	1 — 2	

そ の 他	1 — 2	1 — 2	
本案事件係属 中のもの	本案事件担当裁判官		

(2) 刑事

種別	担当者	山 田	藤 田	備 考
刑 事				
公判請求、再審、刑事補償、費用補償、訴訟費用免除、刑訴法350条の決定				下記順序で順次代行して処理する。 (1) 志 田 (2) 所長が指名する裁判官
略式	交 通 切 符	1 — 2	1 — 2	
	そ の 他			
証人尋問請求、証拠保全、共助、医療観察法に規定する嘱託による事実の取調べ、その他		1 — 2	1 — 2	
執務時間内の令状請求(身柄に関する事件を含む。)		1 — 2	1 — 2	

(3) 勾留理由開示は、勾留裁判官又は勾留裁判所が担当する(勾留延長期間内の勾留理由開示は、勾留の原裁判をした裁判官が担当する。)。

8 七尾簡易裁判所

種 別	担当者	備 考
民・刑 事 事 件 全 部 (但し、執務時間外の令状関係を除く。)	竹 内	刑事事件の正式裁判は、下記順序で順次代行して処理する。 (1) 國 宗 (2) 所長が指名する裁判官
執務時間外の令状関係	関係裁判官が協議して、別途定める。	

9 輪島簡易裁判所

種 別	担当者	備 考
民・刑 事 事 件 全 部 (但し、執務時間外の令状関係を除く。)	竹 内	刑事事件の正式裁判は、下記順序で順次代行して処理する。 (1) 國 宗 (2) 所長が指名する裁判官
執務時間外の令状関係	関係裁判官が協議して、別途定める。	

10 珠洲簡易裁判所

種 別	担当者	備 考
民全・刑 事 事 件 部	竹 内	刑事事件の正式裁判は、下記順序で順次代行して処理する。 (1) 國 宗 (2) 所長が指名する裁判官

第3 裁判事務の代理、代行順序

本官	代理裁判官
本庁民事合議体の裁判官	1 本庁第二部の他の裁判官で、同部総括裁判官が指名する裁判官 2 本庁第三部の裁判官で、同部総括裁判官が指名する裁判官
本庁刑事合議体の裁判官	本庁第二部の裁判官で、同部総括裁判官が指名する裁判官
本庁単独係の裁判官	1 当該裁判官が所属する部の総括裁判官が指名する裁判官 2 本庁第二部所属の裁判官については同第三部の、同第三部所属の裁判官については同第二部の各裁判官で、各部総括裁判官が指名する裁判官
小松支部裁判官	所長が指名する裁判官
七尾支部裁判官	所長が指名する裁判官
輪島支部裁判官	所長が指名する裁判官
金沢簡裁判官	司法行政事務を掌理する裁判官が指名する裁判官
小松簡裁判官	司法行政事務を掌理する裁判官が指名する裁判官
七尾簡裁判官	司法行政事務を掌理する裁判官が指名する裁判官

本官	代行裁判官
輪島簡裁判官	國宗裁判官
珠洲簡裁判官	國宗裁判官

注1 「第2 裁判事務の分配」中に代理裁判官の定めがあるときは、その定めによる。

注2 上表により難いときは、所長が指名する裁判官が代理又は代行する。

(附則)

以上所定の裁判官に転任等の事由が発生したときは、原則として、その後任者がこれに当たるものとする。

第4 開廷日割

1 金沢地方裁判所

庁	本 庁		小 松		七 尾		輪 島
	民 事	刑 事	民 事	刑 事	民 事、刑 事		民 事、刑 事
月	合 議	野 村					國 宗 (第1週、第3週)
		川 内					
火	合 議	野 村	川 内				
		川 内					
水	土 屋 中 嶋	合 議	川 内	志 田	國 宗		
木	合 議	野 村					國 宗
		松 浪					
		金 井					
金	合 議	野 村	川 内		國 宗		
		川 内					
備 考		合 議は、 隨時開廷					

2 管内簡易裁判所

序	金沢簡裁		小松簡裁		七尾簡裁		輪島簡裁		珠洲簡裁	
	民事	刑事	民事	刑事	民事	刑事	民事	刑事	民事	刑事
月	紫藤	山田 藤田			竹内	竹内				
火	山田 藤田		山田※1 (山田) 藤田※1 (藤田)				竹内※3	竹内※3	竹内	竹内
水	藤田 紫藤			※2			竹内	竹内		
木	山田 紫藤				竹内	竹内				
金			山田※1 (山田) 藤田※1 (藤田)				竹内	竹内		
備 考			()は ラウンド テーブル ※1 隔週 交替	※2 志田、 所長が指 名する裁判 官の順で代 行処理			※3 毎月第3、5火 曜日のみ		毎月第1、2火曜日 のみ	

第5 司法行政事務の代理順序

本官	代理裁判官	備考
所長	順序 1 土 2 野 3 松 屋 村 浪	
本庁民事部の事務総括者	松浪	
本庁刑事部の事務総括者	川内	
小松支部長	所長が指名する裁判官	
七尾支部長	所長が指名する裁判官	
輪島支部長	所長が指名する裁判官	
金沢簡裁 司法行政事務掌理者	順序 1 山田 2 藤田 3 紫藤	
小松簡裁 司法行政事務掌理者	山田	
七尾簡裁 司法行政事務掌理者	竹内	
輪島簡裁 司法行政事務掌理者	國宗	
珠洲簡裁 司法行政事務掌理者	國宗	

注 上表により難いときは、所長が指名する裁判官